

千葉市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

平成4年3月13日 千葉市規則第23号

最終改正：令和7年4月1日 千葉市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行並びに千葉市建築関係手数料条例（平成12年千葉市条例第42号）第5条の規定による手数料の免除に關し必要な事項を定めるものとする。

(証明書等の様式)

第2条 法第7条第1項（法第24条第2項の規定により準用する場合を含む。）に規定する証明書の様式は、様式第1号とする。
2 法第7条第2項に規定する許可証の様式は、様式第2号とする。

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

第3条 法第12条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第7条第1項の申請書（省令別記様式第2）に同項各号に掲げる書類又は同条第2項の申請書（省令別記様式第4）に同項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 工事をしようとする土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- (2) 工事が法第13条第2項の規定により資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合は、当該工事の設計図書を作成した者が政令第22条各号に掲げる資格を有する者であることを明記した宅地造成等に関する工事設計者の資格申告書（様式第3号）
- (3) 工事主の資力及び信用に関する書類
- (4) 工事施行者の能力に関する書類
- (5) 暴力団等に該当しないことの誓約書

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げる工事主の資力及び信用に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 所得税に関する納税証明書(法人の場合にあっては、法人税に関する納税証明書)

(2) 市町村民税又は特別区民税に関する納税証明書(法人の場合にあっては、市町村民税又は都民税に関する納税証明書)

3 第1項第4号に掲げる工事施工者の能力に関する書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書)

(2) 工事経歴書

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けたことが確認できる書類

4 省令第7条第1項第9号に規定する資金計画書(省令別記様式第3)に添付する書類は、工事費の見積書及び預金残高証明書又は融資証明書とする。

5 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に掲げる書類は、工事施工同意書(様式第4号)とし、当該同意書に同意した者の印鑑証明書を添付するものとする。

(宅地造成等に関する工事の不許可通知書の書式)

第4条 法第14条第2項(法第16条第3項で準用する場合を含む。)の規定による不許可の処分の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書(様式第5号)により行うものとする。

(工事の着手の届出)

第5条 法第12条第1項の規定による宅地造成等に関する工事(以下「許可工事」という。)の許可を受けた工事主は、当該工事に着手するときまでに宅地造成等(宅地造成、特定盛土等・土石の一時堆積)に関する工事着手届(様式第6号)により現場管理者を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第15条第1項の規定により協議が成立することをもって法第12条第1項の許可があつたとみなされた工事(以下「協議工事」という。)に着手する場合に準用する。

(宅地造成等に関する工事の協議の申出等)

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長に協議しようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協

議申出書（様式第7号）の正本及び副本に、省令第7条第1項各号に掲げる書類及び第3条第1項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により市長に協議しようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第7号の2）の正本及び副本に、省令第7条第2項各号に掲げる書類及び第3条第1項各号に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による協議の申出があったときは、遅滞なく協議に応じ、これに対する同意又は不同意の決定をし、相手方に通知するものとする。
- 4 前項の協議に対する同意の通知は、宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（様式第7号の3）により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の計画の変更許可申請書の様式等）

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、省令第37条第1項の申請書（省令別記様式第7）に、同項に規定する書類のほか、第3条第1項各号に掲げる書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、省令第37条第2項の申請書（省令別記様式第8）に、同項に規定する書類のほか、第3条第1項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

（軽微な変更の届出書の様式）

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第8号）により行うものとする。

（協議の変更の申出等）

第9条 第6条の規定は、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定による協議について準用する。この場合において、第6条第1項中「第15条第1項」とあるのは「第16条第3項において準用する法第15条第1項」と、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第7号）」とあるのは「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第8号の2）」と、「書類」とあるのは「書類のうち協議工事の計画の変更に伴いその内容が変更さ

れるもの」と、同条第2項中「第15条第1項」とあるのは「第16条第3項において準用する法第15条第1項」と、「土石の堆積に関する工事の協議申出書(様式第7号の2)」とあるのは「土石の堆積に関する工事の変更協議申出書(様式第8号の3)」と、「書類」とあるのは「書類のうち協議工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもの」と、同条第4項中「宅地造成等に関する工事の協議成立通知書(様式第7号の3)」とあるのは「変更協議成立通知書」と読み替えるものとする。

2 協議工事の計画について省令第38条第1項各号及び第2項各号に定める変更をした者は、その旨を遅滞なく市長に届け出なければならない。この場合においては、第8条の規定を準用する。

(工事の中止等の届出)

第10条 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中止若しくは中止した工事の再開又は工事の廃止が生じたときは、直ちに、宅地造成又は特定盛土等(中止・再開・廃止)届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による工事の廃止の届出には、次に掲げる書類を添えて届け出なければならない。ただし、当該工事に着手していないときは、第1号及び第2号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 廃止時における当該土地の状況を明示した書類
- (2) 防災措置に関する書類
- (3) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可通知書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(届出工事の変更の届出)

第11条 法第21条第1項の規定により届出をした工事主又は同条第3項及び第4項の規定により届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとする場合においては、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事現場における許可の掲示)

第12条 工事主は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については省令第87条第1項の標識(省令別記様式第23)、土石の堆積に関する工事については同条第2項の標識(省令別記様式第24)によって法第12条第1項の規定による許可のあった旨を当該工事期間中当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 前項の規定は、協議工事を行う場合に準用する。

(技術的基準の特例)

第13条 政令第20条第1項の規定により、市長が災害の防止上支障がないと認める土地においては、政令第8条の規定による擁壁の設置に代えて市長が適當と認める工法により措置することができる。

(工事の一部完了の検査等)

第14条 工事主は、宅地造成等に関する工事の一部が完了した場合においては、市長が当該工事に係る土地が分割できるものであり、かつ、独立して宅地又は農地等の用に供し得るもので、分割によって他の宅地の災害防止の支障とならないと認めたときは、当該完了した工事について法第17条第1項の検査又は同条第4項の確認を受けることができる。

(工事の定期の報告)

第15条 法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、定期報告書（様式第10号）に宅地造成又は特定盛土等に関する工事については省令第48条第1項に規定する書類を、土石の堆積に関する工事については同条第2項に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(公告の方法)

第16条 法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）第2条第2項に規定する方法により行うものとする。

- (1) 市長又はその命じた者若しくは委任した者の住所及び氏名
- (2) 措置を行う期日及び場所
- (3) 措置の内容
- (4) 措置に要する経費（概算）
- (5) 前各号に掲げるほか必要な事項

(記録の整備)

第17条 工事主又は工事施行者は、宅地造成等に関する工事をする場合において、次の表の左欄に掲げる工事の種類に応じ同表の右欄に掲げる事項についてその施工状況を明らかにした写真及びその他の資料を整備しておかなければならない。

工事の種類	事項
擁壁工事（高さが1メートル	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの施工状況、耐力及び基礎並びに躯体の配筋

ル以下のものを除く。)	2 練積み造の擁壁の基礎コンクリート及び組積材の形状並びに壁体、裏込めコンクリート及び透水層の厚さ 3 拥壁の水抜き穴及びその周辺
土石の堆積	1 鋼矢板の施工状況及び根入れ長 2 傾斜地に設ける構台等の施工状況及び基礎コンクリートの形状
その他の工事	1 傾斜地に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 盲排水管の施設状況

2 工事主又は工事施行者は、市長が前項に規定する写真及び資料の提出を求めたときは、直ちに提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可申請手数料等の免除)

第18条 法第12条第1項及び第16条第1項の規定による許可の申請であつて、市長が当該申請に係る工事を必要とする理由が自然による災害に起因すると認めた場合においては、許可申請手数料は、免除する。

2 前項の規定による宅地造成等に関する工事の許可申請手数料の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に免除を必要とする理由を証する資料を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 免除を必要とする理由

附 則

- 1 この規則は、令和7年5月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。